

水府裁判

水戸簡易裁判所の部[少コ 20 連発]

公共メディア じゃんぬ

有限会社学術秘書（法人番号：7050002006496）

株式会社はなもみ（法人番号：3050001008638）

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金 1 万 円</p> <p>{ <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで の割合による金員</p> <p>{ <input type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{ <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 } から支払済みまで <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日翌日</p> <p style="text-align: center;">年 3 % の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。その渦中の同年7月、原告が茨城県庁にて記者会見を行ったが（甲3）、その際に名刺交換をしたのが読売新聞水戸支局の児玉記者である（甲4）。同記者に対してはその後も本件にかかる情報提供が続けられた。</p> <p>事件は令和2年6月26日に起こった。同日、ショートメールにて同記者にある情報を伝えたところ、読売新聞東京本社法務部を名乗る2名が夕方遅く、午後7時過ぎに中西さん宅を突如訪れた。そこで原告が近くの喫茶店「コーヒーストリート」にてその対応に当たったが、忘れ物をした。中西さんがその日の午後、「ウエルシアヨークタウン水戸店」にてクレジットで購入した『食べるヌルねば生姜スープ』である（甲5）。</p> <p>これを持ち去った、原告とやりとりしたうち1名は原告に差し出した名刺も持ち帰ったため素姓は明かではない。もう片方は名乗りさえもしなかった。後日、電話にて前者と話をしたが、忘れ物の件についてはいっさい触れなかった。</p> <p>原告は初対面の人に対していつも「『ネバネバ食』はお好きですか？」と尋ねることにしているが、その人物は「大好きです。」と答えていた。</p> <p>原告は確かに問題の品を二人に見せたが、贈与したつもりはない。なぜなら、その品は、イオングループ発の誤情報の証拠物件として購入したものであったからである。</p> <p>原告はこの件で読売新聞水戸支局を直接訪れたが、支局長とみられる女性は原告に付箋を手渡し、門前払いにした（甲6）。一方、読売新聞東京本社からの回答も一切ない。同商品については現在も発売中だが、パッケージが改められており、入手は困難である。よって、原告は被告に対し、旧商品の購入代金を含めた、その確保に必要な費用として金1万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：読売新聞水戸支局の児玉記者の名刺 甲4：茨城県庁での記者会見 甲5：『食べるヌルねば生姜スープ』の商品画像 甲6：原告が受け取った「付箋」</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } 年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>原告は平成29年(2017年)1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが(甲1)、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である(甲2)。</p> <p>ムチン(mucin)とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>初動の段階で、中西さんの職場(財務省主計局所管で、虎の門病院を本院とする国家公務員共済組合連合会の水府病院)に対する襲撃事件が3件勃発した。うち1件が外食チェーンの(株)大戸屋によるものであった。中西さんが原告と共に水戸内原イオンの同店舗を訪れた際、「ばくだん丼」のメニューに誤情報を確認した。そこで、その日のうちに公式サイトフォームメールで情報提供をしたが、大戸屋から中西さんの職場に「間違いではない、営業妨害だ。謝罪しろ。」との趣旨の抗議のメールが送りつけられ、電話もかかってきた。中西さんは半年後、看護部長としての2年半の任期を残して退職を余儀なくさせられた。そのため、原告は、訂正の重点を飲食業界に移した。「大戸屋事件」も影響して、同業他社の(株)すき家や(株)松屋フーズは原告の申し入れに従った(甲3)。しかし、被告だけ違っていた(甲4)。ネバネバ食材の効果・効能が今回の誤情報に由来することを知りながら、今年はタレントの藤田ニコルさんを起用し、「夏バテ対策にはとろろがばっちり…」とうそぶくCMを流し(甲5)、訂正業務を妨害し続けている。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：松屋フーズからのメール(2018年3月20日) 甲4：『毎日新聞』の記事(2015年7月22日) 甲5：YouTube「【CM】吉野家 牛皿麦とろ御膳」(2022年6月19日)</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } 年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>週刊誌『週刊文春』は「文春砲」と呼ばれ、芸能人や政治家の不祥事を伝えるスクープ記事を連発してきた。被告が度々俎上に載せる安倍晋三元首相もまた実は「騒乱」の主要キャストの一人である。なぜなら、誤情報の爆発的拡散は平成19年（2007年）の、第一次安倍政権下の舛添要一厚生労働大臣による医学博士で管理栄養士の本多京子さんの「健康大使」への任命を端緒としていたからである（甲3）。原告は、被告が女性誌『クレア』で誤情報の発信者であったため、初動の段階で注意喚起を行ってきた（甲4）。令和2年（2020年）7月、原告との電話会談で、（公社）日本食品科学工学会がムチンの定義を「動植物の」粘質物から「動物の」それへと改め、令和3年（2021年）1月、中西さんの地元の農協「JA水戸」がサトイモでお詫びと訂正を出し、訂正の機運が一気に高まった。「ムチン訂正」の2語でネット検索をすれば、誰もが現在も進行中の「令和の改新」の断片をうかがい知ることができる。しかし、原告は破廉恥にもその真っ最中の同年3月23日、タレントの渡辺満里奈さんらの誤報記事を掲載し、訂正業務を妨害した。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：厚生労働省健康局ホームページ（2007年11月26日） 甲4：『クレア』の記事（2014年11月28日） 甲5：『週刊文春WOMAN 2021年春号』の記事（2021年3月23日）</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 年 月 日から <input type="checkbox"/>令和 年 月 日まで の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } から支払済みまで</p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>原告は平成29年(2017年)1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが(甲1)、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である(甲2)。</p> <p>ムチン(mucin)とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>被告は今回の誤情報の発信で、民間放送事業者としてひと際目立つ存在であった。ウェブ検索サービスの一つ、サイト内検索「site:ntv.co.jp ムチン」を行えば、現在放送中の『ヒルナンデス』や『ザ!鉄腕!DASH!!』などの番組からの誤情報の発信を誰もが確認できる(甲3)。原告は初動の段階で、被告にも日本放送協会などと同様に情報提供を行ったが、誤報はなかなか止まなかった。</p> <p>しかし、令和3年(2021年)年5月放送の『世界一受けたい授業』で、被告は原告の申し入れを受け、番組ホームページのトップ画面にお詫びと訂正を掲載したが、その直後に削除し、結局、「放送事故」の尻拭いをさせられたのは番組出演者個人であった(甲4)。被告が事前に、過去の放送内容を点検・反省し、(株)ドックスなどの番組制作会社や関係者への注意喚起や周知徹底に務めていれば当然に避けられた事態である。放送法第3条「放送番組編集の自由」を盾にした人権侵害ともとれる被告の無責任な対応は、中部日本放送(株)や(株)テレビ朝日などの訂正(甲5)に続く他の民間放送事業者の対応を抑止し、訂正業務を妨害した。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：サイト内検索「site:ntv.co.jp ムチン」の結果(2022年7月5日) 甲4：パーク病院ホームページ(2021年5月18日) 甲5：テレビ朝日「食彩の王国」番組ホームページ(2022年7月5日)</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{ <input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } <input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{ <input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } <input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日 年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>今回の誤情報を発信した国内メディアの中でその規模と頻度で群を抜いていたのは日本放送協会のNHKである。『あさイチ』『チョコちゃんに叱られる!』などの番組で令和2年（2020年）まで続いた（甲3）。しかし、原告の申し入れで、NHK松山放送局がいち早く訂正を出し、他の地方局やNHK放送センターがそれに続いた（甲4）。その一方で、被告はやはり原告からの情報提供を受け、藤田智教授・現副学長（恵泉女学園大学）の監修本などの改訂を行っている。また、『きょうの料理』や『趣味の園芸』などのウェブサイトの手直しもした。とくに平成30年（2018年）11月刊行『食材大全』の「オクラ」では、誤情報に注意喚起した（甲5）。しかし、被告がNHKと連携して事に当たっていた形跡は、残念ながら、まったくない。原告は、被告に対し、「善後策」に関する回答を何度も求めたが、毎回「折り返し連絡します。」との返事だけで一度も電話がかかってきたためしがない。そのため、「全国のNHK」に対して、統一されていない、非常に使いづらいフォームメールを使った連絡が必要になるなど、訂正業務が妨げられた。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：ブログ「チョコちゃんに叱られる.com」（2020年7月10日放送分） 甲4：NHK高松放送局ホームページ（2021年8月30日） 甲5：「NHKきょうの料理」テキスト創刊60周年記念出版『からだのための食材大全（2018年）』の項目「オクラ」</p> <p style="text-align: right;">5</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 令和 の割合による金員 </p> <p> <input type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日翌日 } から支払済みまで </p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>原告はかつて中西さんの件で、被告が発行する専門紙『日経MJ』の大林広樹記者から取材を受けた。原告はこれを機に、大林記者はもちろん、被告に対しても初動の段階から情報提供を行ってきた。そうした事情もあって、被告から異例の回答文が寄せられた（甲3）。その内容は、かいつまんでいえば、「被告が提供するデータベース・サービス『日経テレコン』で検索すれば『ムチン』でヒットする記事が何件も出てくるし、ウィキペディアにもそう書かれているので、間違いはない」との趣旨であった。大林記者から「日経は『科学に弱い』」と聞いていたため、別段驚きはしなかったが、その後も誤情報の発信は続いた（甲4）。</p> <p>また、被告グループ会社、日経PB社刊行『日経ヘルス』は主要な誤情報発信媒体の一つであり、その関連書籍に『サプリメント事典』がある。被告はウェブサイト「グッデイ」で書籍データを現在も公開中である。被告は原告からの申し入れでいったん訂正したが、「納豆やヤマ芋などのねばねば成分もムチンと呼ばれている。」と補説した（甲5）。補説は肯定的に受け止められかねず、訂正業務の妨げになった。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：被告からのメール（2017年12月9日） 甲4：『日本経済新聞』の記事（2020年7月4日） 甲5：ウェブサイト「日経グッデイ」「サプリメント事典」の項目「ムチン」</p>

<p style="text-align: center;">請 求 の 趣 旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金 5 万 円</p> <p>{ <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{ <input type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{ <input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日 の翌日 } から支払済みまで</p> <p style="text-align: center;">年 3 % の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛 争 の 要 点 （ 請 求 の 原 因 ）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>今回の誤情報の主な発信源のひとつは、栄養士、管理栄養士、製菓衛生師、調理師などの養成機関が用いてきた食品や栄養に関する「教科書」であった。そのため、原告は初動の段階でその底本とされる国立健康・栄養研究所監修本を訂正させたのち、『食品学各論』『食品学2』の改訂を促した。一方、ネット上では、五明紀春元副学長（女子栄養大学）らが運営するウェブサイトを皮切りに、農林水産省や厚生労働省、文部科学省などの国の機関等はもちろん、（株）キューピーや味の素（株）などの大手企業サイトから個人の匿名ブログまでをも対象に、栄養士・管理栄養士の誤情報の訂正にあたった。原告は、被告が連携する（公社）日本栄養士会とも協力関係にある。とくに中村丁次現会長は、神奈川県立保健福祉大学長として県当局の対応を後押しした（甲3）。また、（公社）静岡県栄養士会の訂正報道は、栄養士会としての訂正に先鞭をつけた（甲4）。しかし、被告は令和3年（2021年）7月6日、誤情報を再発した（甲5）。これは、全国の栄養士会の社会的信用や名誉を棄損させ、かつまた、訂正業務を妨げる行為でもある。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添 付 書 類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課長からのメール（2017年11月7日） 甲4：（公社）静岡県栄養士会ホームページ（2021年8月26日） 甲5：（公社）鳥取県栄養士会ホームページ（2022年7月5日）</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 日から <input type="checkbox"/>令和 年 月 日まで の割合による金員 </p> <p> <input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 </p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>被告が平成14年（2002年）年3月に刊行した『食の医学館』は、監修者の一人が平成19年（2007年）から10年間にわたって国の「健康大使」を務めたこともあって、食品の栄養成分やその機能性を記したバイブル的存在であった（甲3）。健康食品会社の（株）わかさ生活はウェブサイト「わかさの秘密」で今回の誤情報をネット上で爆発的に拡散させたが、それが依拠したのが本著である。被告は「古い書籍である」ことを理由に対応を拒んだ。また、被告は「コトバンク」「goo辞書」などのネット辞書や電子辞書で採用されている「デジタル大辞泉」のデータ配信元だが、その前身である『大辞泉（第2版）』から誤情報を引き継いでいた。原告からの申し入れで、被告は訂正を行い、「オクラや山芋などに含まれるぬめり成分もムチンと呼ばれることがある。これは高分子の多糖類とたんぱく質が結合したもので、動物の粘液に含まれるムチンとは異なる。」との補説も付けたが、その半年後、「これは・・・」以下を削除した（甲4）。令和3年（2021年）10月に「補説」は全削除されたが（甲5）、その間の訂正業務が妨げられた。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：本多京子ら監修『食の医学館（2002年）』の項目「ムチン」 甲4：被告のデジタル大辞泉編集部からのメール（2017年6月22日） 甲5：「コトバンク」の「デジタル大辞泉「ムチン」の解説」（2022年7月5日）</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="padding-left: 40px;">金5万 円</p> <p>{ <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{ <input type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{ <input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日 の翌日 } から支払済みまで</p> <p>年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>被告は平成30年（2018年）1月、『広辞苑 第7版』を刊行した。初所収となった項目には「LGBT」「しまなみ街道」と並んで、この「ムチン」もあった。原告は、「動物の細胞表面を覆う粘液に含まれる糖蛋白質。水和されるとゼリー状になる。」とするその語釈について、メールで照会した（甲3）。なぜなら、被告が今回の誤情報の訂正を意図したものであったか否か、つまり、書籍媒体による初の訂正報道とみなしうるか否かを確かめておきたかったからである。被告は原告に対し、中西さんと協力関係にあった丑田公規教授（北里大学）の論説を引用し、「植物の粘性物質をムチンと呼ぶことの根拠や起源についてははっきりしません。」と回答した（甲4）。しかし、それは虚偽であった。なぜなら、誤情報の「根拠や起源」は、被告が戦前戦後にかけて刊行した3冊の辞典（『理化学辞典』『生物学辞典』『英和辞典』）にあったからである（甲5）。被告による不実の申告が「被告は無実である」との予断を原告に生じさせ、誤情報の「根拠や起源」にかかわる調査が大幅に遅延させられるなど、訂正業務が妨げられた。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：『広辞苑 第7版（2018年）』の項目「ムチン」 甲4：被告の辞典編集部からのメール（2018年1月18日） 甲5：『岩波生物学辞典 初版（1960年）』の項目「ムチン」</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金 5 万 円</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員 </p> <p> <input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } から支払済みまで </p> <p style="text-align: center;">年 3 % の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>被告は、英語を初めとする諸外国語に関する辞書類の編纂で知られる。被告の英和辞典は、アメリカのウェブスターを底本とした。被告は「英: mucilage」「英: mucus」の2語に同じ語釈「粘液」を与えたが、動物の粘質物は後者、植物のは前者で使い分けるよう推奨した（甲3）。しかし、戦後の英語学習ブームで市場を席卷した、オックスフォード英和辞典の日本語版とも称された『岩波英和辞典』に右倣えした。つまり、2語の語釈はいずれも「（動植物の）粘液」である。ムチンの語源は「英: mucus」であったがため、補説の「（動植物の）」のせいで、「ムチンとは動植物に共通する成分である」との多くの誤解が生じた。実際、被告が昭和34年（1959年）に刊行した、主にメディア関係者向けの『外来語小辞典』は、ムチンを「粘液素（動植物の粘液の主成分）」と語釈した（甲4）。その後、これを拠り所に、様々なカタカナ語辞典がつけられた。原告は被告にこの事実を伝えたが、放置した（甲5）。そのため、日本医学会、（公社）日本化学会、（公社）日本生化学会などの学術団体への対応が遅れ、訂正業務が妨げられた。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：国立国会図書館「レファレンス協同データベース」（2018年2月7日） 甲4：『外来語小辞典（1959年）』の項目「ムチン」 甲5：被告の編集部からのメール（2017年9月19日）</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } 年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>「脳響水（のうきょうすい）」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんで、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年（2010年）1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操（のうきょうたいそう）」に由来する（甲1）。脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン（galactan）」である（甲2）。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年（2013年）12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年（2014年）1月28日以降、訂正が始まった。誤情報の根拠や起源は、ヒトの脳の中に単糖「ガラクトース（Gal）」を含んだ糖脂質成分「セレブロシド」が見いだされた20世紀初頭の医学・生理学上の発見に求められる。それにちなんでGalは「脳糖」と呼ばれることもあった。また、その存在形態としては、単糖「グルコース」とそれとが1対1で結合した、乳に含まれる糖質成分「ラクトース（乳糖）」の構成糖として知られる。そこで、被告は、牛乳成分にGalが含まれることをもって、「ヒトは脳の発達速度が体の成長速度に比べ速いため、乳糖が分解されてできるGalが脳や神経の発育に欠かせないといわれています。」と喧伝してきた（甲3）。しかし、Galがそのまま脳に運ばれたりしない。牛乳に、「ぬめり（mucilage、ミュージレージ）」の主成分がガラクトタン（Galの重合体＝食物繊維）である里芋を準えたのが本件誤情報の正体である（甲4）。ガラクトタンは調理加熱によっても体内でもGalにならない。被告は、株式会社明治や森永乳業株式会社などの会員も支持しない主張を改めず、訂正活動にも協力していない（甲5）。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて（2012年9月、2013年3月） 甲2：脳響水をめぐる報道について（2012年2月26日、2011年12月19日） 甲3：齋藤忠夫監修『牛乳乳製品の知識 改訂版』（2017年10月） 甲4：国立国会図書館立法考査局調書（2012年9月、2016年10月） 甲5：森永乳業株式会社からのメール（2016年10月27日）</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{ <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 令和 の割合による金員</p> <p>{ <input type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{ <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 } から支払済みまで <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日翌日</p> <p style="text-align: center;">年 3 % の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>「脳響水 (のうきょうすい) 」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんで、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年 (2010年) 1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操 (のうきょうたいそう) 」に由来する (甲1)。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン (galactan) 」である (甲2)。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年 (2013年) 12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年 (2014年) 1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>中西さんは平成23年 (2011年) 9月、(株) ほぼ日代表取締役の糸井重里さんらが司会を務める被告の科学番組『月刊やさい通信』「9月号 サトイモ」の回に出演した (甲3)。現地撮影終了後、被告から「(脳響水に含まれる) ガラクトースの量を教えてください。」との連絡が入った。そこで、原告は急ぎよ、JA常陸及びJA全農いばらきの紹介で、(一財) 食品分析開発センターSUNATECに試験を依頼したが、結果は不検出であった (甲4)。次いで「ガラクトタンの量」が求められたため、原告は、国の研究機関の指導の下、公設試験機関が実施した試験結果を伝えた。その後の放送で、津久井学准教授 (関東学院大学) は「ガラクトースという糖質が結合したガラクトタン」が「脳の構成成分やエネルギーになる」と解説した。また、(公社) 日本漫画家協会理事長の里中満智子さんは「効率よく吸収されて、脳が活性化されるんだったらいいですね。これ飲んだから明日から仕事捗ります。」とコメントした。問題発覚後、原告は被告に何度も訂正を求めたが、一切応じられなかった (甲5)。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて (2012年9月、2013年3月) 甲2：脳響水をめぐる報道について (2012年2月26日、2011年12月19日) 甲3：動画ファイル (.mp4) 「月刊やさい通信」 (2011年9月25日・10月3日) 甲4：「検査成績書」 (2011年9月14日) 甲5：被告からのメール (2016年10月21日)</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告らは、原告に対して、連帯して 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 年 月 日から <input type="checkbox"/>令和 年 月 日まで の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } から支払済みまで</p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告ら の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>「脳響水（のうきょうすい）」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年（2010年）1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操（のうきょうたいそう）」に由来する（甲1）。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン（galactan）」である（甲2）。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年（2013年）12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年（2014年）1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>中西さんが「ガラクトタン」という言葉を初めて目にしたのは、研究対象として「里芋」を選び、脳響袋操の「脳」の2つのキーワードでネット検索をした時のことである（甲3）。一方の被告A、（株）河出書房新社が平成16年（2004年）に刊行した一冊の本、則岡孝子著『ひと目でわかる——あなたに必要な栄養成分と食べ物 決定版・食品パワーの完全ガイドブック』の中の誤情報がネット上に「コピペ」され、拡散していた（甲4）。その「インフルエンサー」的役割を果たしたのは、テレビアニメ「ドラゴンボール」の主人公「孫悟空」の声などを担当する声優の野沢雅子さんを起用したCM商品「ブルーベリーアイ」で知られるもう一方の被告B、（株）わかさ生活である。被告Bは平成23年（2011年）9月1日より、成分情報サイト「わかさの秘密」の運営を開始し、イラストも使って、「認知症を予防するガラクトタン」を紹介した。問題発覚後、原告は被告Aに訂正を求めたが、現在も応じられていない。また、被告Bは原告の要請に従い、記述を改めたが、訂正の旨を明示していない（甲5）。よって、原告はその責任を問うため、被告らに対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて（2012年9月、2013年3月） 甲2：脳響水をめぐる報道について（2012年2月26日、2011年12月19日） 甲3：動画ファイル（.mp4）「2014脳響水元年記念講演」（2014年10月12日） 甲4：則岡孝子著『ひと目でわかる——あなたに必要な栄養成分と食べ物』（2004年2月） 甲5：被告Bからのメール（2014年1月24日、同年1月29日）</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告らは、原告に対して、連帯して 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 年 月 日から <input type="checkbox"/>令和 年 月 日まで の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } から支払済みまで</p> <p>年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告らの負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>「脳響水（のうきょうすい）」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年（2010年）1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操（のうきょうたいそう）」に由来する（甲1）。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン（galactan）」である（甲2）。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年（2013年）12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年（2014年）1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>原告は、関係者からの要望で、平成22年（2010年）3月から半年間、一方の被告1の産業戦略部の出先機関、茨城県産業技術イノベーションセンターに「ガラクトタン」の分析を依頼した（甲3）。しかし、被告1は、当該成分を検出できない不適切な試験を実施し、かつまた、誤った説明も行っていった。被告1を指導したのが、国の研究機関であるもう一方の被告2である。被告1の試験は、里芋のぬめりの主成分であるペクチン性多糖「アラビノガラクトタン（AG）」ではなく、植物全般に普遍的に含まれるごく微量の糖タンパク質成分「アラビノガラクトタンプロテイン（AGP）」の検出であった。実際、AGPがかろうじて検出されたのは最初の一回限りであった（甲4）。被告1はその理由について、「煮詰め」というその製造方法ゆえに「ガラクトタン」がその構成糖「ガラクトース（脳糖）」に分解されてしまったせいだと誤った説明をしていた。AG、AGP共々、加熱調理では分解されない。問題発覚後、原告は、被告らに抗議したが、被告らは未だミスを認めず、訂正活動にも一切協力していない（甲5）。よって、原告はその責任を問うため、被告らに対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて（2012年9月、2013年3月） 甲2：脳響水をめぐる報道について（2012年2月26日、2011年12月19日） 甲3：『日本農業新聞』の記事（2010年7月19日） 甲4：被告A作成の試験結果一覧（2014年5月） 甲5：被告Aからのメール（2013年1月27日）</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } 年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>「脳響水（のうきょうすい）」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんで、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年（2010年）1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操（のうきょうたいそう）」に由来する（甲1）。脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン（galactan）」である（甲2）。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年（2013年）12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年（2014年）1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>被告は平成19年（2007年）1月、捏造を理由に「発掘!あるある大事典II」を打ち切ったが、同番組の平成17年（2005年）10月23日放送の、タレントの故・志村けんさんのコーナーで「脳を元気にするサトイモ」と題して、今回の誤情報を発信していた（甲3）。ロケ地は愛媛県四国中央市であった。当地は、中西さんが特別招待された史上初のさといもサミット（福井県大野市）の第2回開催地でもある。田島眞元学長・名誉教授（実践女子大学）が解説を行ったが、なぜ「ガラクトタンは脳の神経細胞の材料になる」かその作用機序については全く不見当であった。しかし、放送当日の朝、ウィキペディア日本語版の項目「ガラクトース」に「別名脳糖ともいい」が書き込まれ、この情報が関係者の「ガラクトタン（多糖）」と「ガラクトース（単糖）」の誤認混同を生じさせた。同項目の訂正（脳糖の記述を削除）は平成28年（2016年）7月10日、中西さんと親交のある佐藤正資教授（香川大学）が行った（甲5）。原告は、訂正活動への協力を被告に要請したが、一切回答しなかった。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて（2012年9月、2013年3月） 甲2：脳響水をめぐる報道について（2012年2月26日、2011年12月19日） 甲3：動画ファイル（.mp4）「発掘!あるある大事典II」（2005年10月23日） 甲4：パンフレット「第1回全国里芋産地交流会」（2014年10月12日・13日） 甲5：佐藤正資教授（香川大学）からのメール（2016年7月10日）</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 令和 日 から <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで の割合による金員 </p> <p> <input type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 } から支払済みまで <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日翌日 </p> <p style="text-align: center;">年 3 % の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>「脳響水（のうきょうすい）」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんで、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年（2010年）1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操（のうきょうたいそう）」に由来する（甲1）。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン（galactan）」である（甲2）。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年（2013年）12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年（2014年）1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>被告は平成25年（2013年）1月、2年の契約期間で、中西さんが当時看護部次長を務める国家公務員共済組合連合会水府病院と共同研究を行った（甲3）。その代表者は坂本和一准教授（生命環境系）である。当時『筑波大学新聞』編集部長であった株式会社読売新聞東京本社記者の原啓一郎さんは「ガラクトタンは体内で脳のエネルギーとなる『ガラクトース』という糖質に変化するが、このガラクトースは脳を動かすために必要不可欠なものだ。」と書いた（甲4）。准教授は原告に対し、この件で「問題ありません。」と答えていた。問題発覚直後、原さんは「STAP細胞事件で騙された記者の気持ちがよくわかります。こちらで調べますから、あとは任せてください。」と原告と中西さんに約束したが、返事は一切なかった。その後、准教授は「つくば国際戦略総合特区」で里芋を常陸大黒、奥久慈茶・猿島茶と並ぶ「茨城県地域食資源」と称するなど他の「メディアを使った研究不正」も判明した。被告にも何度も抗議したが、ゼロ回答が届いたのは令和3年（2022年）1月である（甲5）。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて（2012年9月、2013年3月） 甲2：脳響水をめぐる報道について（2012年2月26日、2011年12月19日） 甲3：国家公務員共済組合連合会職員広報誌『連合会だより』の記事（2013年2月） 甲4：動画ファイル（.mp4）「いばキラTV」（2013年3月24日） 甲5：被告からのメール（2021年1月6日）、『筑波大学新聞』の記事（2013年4月1日）</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告らは、原告に対して、連帯して 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員 </p> <p> <input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 の割合による金員 </p> <p>2 訴訟費用は、被告ら の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>「脳響水（のうきょうすい）」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年（2010年）1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操（のうきょうたいそう）」に由来する（甲1）。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン（galactan）」である（甲2）。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年（2013年）12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年（2014年）1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>3被告はいずれも農業を専門的に扱うメディアである。うち被告1及び2はJAグループに所属する。中西さんが「脳響」の2つ目の意味に「農協（のうきょう）」を挙げていたことに関連するが、脳響水は、中西さんが平成20年（2008年）5月から嘱託職員としてJA茨城県厚生連総務部人事教育課で県内6病院看護部の統括を担当していた頃の、厚生連と農協のコラボレーション事業「食育と健康」がきっかけで誕生した。また、JA全国中央会が推進する国産農畜産物の消費拡大を目的とした「みんなの良い食プロジェクト」に呼応した取り組みでもあった。その当時、中西さんはレジ袋を使った「心袋操（しんたいそう）」を考案し、健康体操の分野でも一目置かれる存在であった。被告らが中西さんをいわば「JAの宝」のように取り上げたことにはこうした背景があった（甲3、甲4、甲5）。中西さんがJAを離れた後も報道は続いた。しかし、問題発覚後、状況が一変した。関係者から真相究明を求められた原告と中西さんは被告らに訂正報道の必要性を訴えかけたが、一切応じられなかった。よって、原告はその責任を問うため、被告らに対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて（2012年9月、2013年3月） 甲2：脳響水をめぐる報道について（2012年2月26日、2011年12月19日） 甲3：『日本農業新聞』の記事（2010年7月9日～2013年4月14日） 甲4：『家の光』の記事（2011年3月） 甲5：『現代農業』の記事（2012年12月）</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 令和 の割合による金員 </p> <p> <input type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日翌日 から支払済みまで </p> <p style="text-align: center;">年 3 % の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>「脳響水（のうきょうすい）」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年（2010年）1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操（のうきょうたいそう）」に由来する（甲1）。脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン（galactan）」である（甲2）。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年（2013年）12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年（2014年）1月28日以降、訂正が始まった。被告が運営する大学の教員、津久井学准教授は、中西さんが出演した平成23年（2011年）9月25日放送のNHKの番組『月刊やさい通信』の「9月号 サトイモ」の回で、身振り手振りで「（里芋に含まれる）ガラクトタンは脳の構成成分やエネルギーになる」と解説した（甲3）。また、石々川英樹主任研究員（愛媛県農林水産研究所）は、准教授から伝授された方法で脳響水中の「（アラビノ）ガラクトタン」の量を初めて測定した（甲4）。筑波大学との共同研究を中心に全国的規模の連携の構築が始まった当時、中西さんは准教授にも協力要請を行った。准教授が授業「卒業研究」で脳響水を扱う旨を表明し、原告はサンプル提供などを担当した。しかし、問題発覚後、准教授は、「NHK側では、サトイモ粘質物が脳細胞の活性化を津久井が主張しているとのことですが、NHK側からもそのようなお話は聞いたことがない」と詭弁を弄した（甲5）。原告は、慈悲深い主イエスでさえ許しがたい准教授の破廉恥な「メディアを使った研究不正」を被告に伝えたが、今日まで回答がない。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：中西京子著「脳響水で脳も体も健康に」『農業いばらき』（2012年9月） 甲2：中西京子著「脳響袋操（のうきょうたいそう）とは」『文化連情報』（2013年3月） 甲3：動画ファイル（.mp4）『月刊やさい通信』（2011年9月25日・10月3日） 甲4：愛媛県農林水産研究所「脳響水の分析結果」（2013年2月） 甲5：津久井准教授からのメール（2014年4月14日）</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{ <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 令和 の割合による金員</p> <p>{ <input type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 } から支払済みまで <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日翌日 年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>「脳響水（のうきょうすい）」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年（2010年）1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操（のうきょうたいそう）」に由来する（甲1）。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン（galactan）」である（甲2）。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年（2013年）12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年（2014年）1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>被告は、中西さんが平成21年（2009年）4月にレジ袋を使ったお手軽・簡単エクササイズ「袋操（たいそう）」を考案した際、初めて取り上げた（甲3）。中西さんが平成22年（2010年）9月、京成百貨店や赤塚駅周辺の商店（有限会社カスタード、有限会社五條製菓など）で脳響水を使った商品をプロデュースして以降、「地域おこしの看護師さん」としてクローズアップした。平成25年（2014年）1月には、水戸藩伝来の幻の里芋「水戸黒柄（みとくろから）」を探し出して観光振興に役立てる取り組みも記事になった（甲4）。問題発覚後も、中西さんが（公社）茨城県看護協会水戸地区理事在任中に手がけた平成27年（2015年）度（公社）日本看護協会地域包括ケア推進モデル事業「看護がつなぐ医療と介護」で、「病院力を、地域力に。～医療人と地域住民の対話集会～」と題して平成28年（2016年）3月5日に開催された「みと・あかつかカンファレンス」で、中西さんは被告の取材対象となっていた（甲5）。しかし、被告は、脳響水関連の訂正報道の求めについては一切応じなかった。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて（2012年9月、2013年3月） 甲2：脳響水をめぐる報道について（2012年2月26日、2011年12月19日） 甲3：『茨城新聞』の記事（2009年6月16日・23日） 甲4：『茨城新聞』の記事（2010年9月16日～2014年1月9日） 甲5：『茨城新聞』の記事（2016年2月21日・3月6日）</p>

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{ <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 令和 の割合による金員</p> <p>{ <input type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 } から支払済みまで <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日翌日 年 3 % の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>「脳響水（のうきょうすい）」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年（2010年）1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操（のうきょうたいそう）」に由来する（甲1）。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン（galactan）」である（甲2）。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年（2013年）12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年（2014年）1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>その誤りがなぜ、原告が脳響水の試験を依頼した、社会通念上絶対的信頼が置かれるべき国の研究機関や公設試験機関にまでも蔓延していたのかといえば、情報入手の利便性も相まって、被告が運営するインターネットサイトの「公開特許公報」の技術情報が鵜呑みにされしまっている実態があるためである。本件の場合、平成20年（2008年）5月1日とその発行日とする特許の「ガラクトタンは、水と共に加熱するとガラクトースに変化します。ガラクトースが脳に運ばれると、脳細胞を刺激し、疲れた脳を活性化する効果がある。ボケの予防に効果がある。」がそれに該当する（甲3）。ガラクトタンは加熱調理してもヒトの体内でも、その構成糖であるガラクトースに分解されることはない。また、ガラクトースがそのまま脳や神経の発育に使われることもない（甲4）。原告や関係者は、被告の公開がもとで、経済的損害を被ったばかりでなく、社会的信用も失った（甲5）。原告は、被告による審査ミスを指摘した。しかし、被告は、申請者本人が間違った申請をしたせいだとし、自ら訂正を行うことは否定した。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて（2012年9月、2013年3月） 甲2：脳響水をめぐる報道について（2012年2月26日、2011年12月19日） 甲3：公開特許公報「ムチン含有水溶液の製造方法（特許第4000572号）」（2008年3月13日公開） 甲4：国立国会図書館立法考査局調査書（2012年9月、2016年10月） 甲5：動画ファイル（.mp4）「いばキラTV」（2012年10月27日、2013年3月24日）³⁰</p>